

電力・ガス取引監視等委員会

第2回料金制度専門会合

1. 日 時 : 令和2年9月14日(月) 10:00-12:00
2. 場 所 : オンラインにて開催
3. 出席者: 山内座長、北本委員、圓尾委員、男澤委員、岩船委員、梶川委員、川合委員、
東條委員、華表委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第2回料金制度専門会合を開催させていただきます。

本日は御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

初めに、本会合の構成員に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。長らくメンバーとして御尽力いただきました辰巳委員が前回をもって御退任され、代わりに新しく公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会環境委員長の上村様に、今日から新たに御就任いただいております。上村様、よろしくお願いいたします。

○村上委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 本日の議題は、託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計についてでございます。

では、これより議事に入らせていただきます。以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。今日の議題は、託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計ということでございまして、まずは事務局から御説明いただいて、それから皆さんの御意見を伺うという手順で進めたいと思いますので、まずは資料3の御説明をよろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 それでは、資料3について御説明をさせていただきます。画面に資料3「託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について②」というこ

とで出ているところかと思います。

2 ページでございます。こちらの図につきましては、前回の料金制度専門会合におきましてもお出しさせていただきましたが、新しい託送料金制度の全体像ということになってございます。本制度が、一般送配電事業者が送配電料金を最大限抑制しつつ、必要な投資を確実に実施する仕組みとなるよう、その詳細を設計していく必要があるところでございます。

続きまして、第1回料金制度専門会合でいただいた主な御意見ということで、3 ページと4 ページに記載をさせていただいております。

5 ページでございます。まず、この指針において一般送配電事業者が達成すべき目標を定めるわけですが、その成果目標、行動目標を設定すべき分野の方向性ということであったり、その分野における具体的な項目といったことについて御議論いただきたいというのが論点1でございます。

また、論点2といたしましては、料金算定に係るルールとして、期初において託送料金をどう算定するかということについて御議論いただきたいということを考えております。

論点3につきましては、期初にこの収入上限に基づいて託送料金を設定するわけですが、その実績収入が期初に承認された収入上限と乖離した場合の取扱いということで、論点2に関連する形で、論点3についても議論いただきたいと考えております。

まず初めに、成果目標、行動目標についてということでございます。

7 ページでございます。再び全体像ということでお示ししていますけれども、今回、論点1で御議論いただきたい点につきましては、この図の左上にありますとおり、国が定めた指針に基づいて一般送配電事業者は事業計画を策定するわけですが、その指針において、一般送配電事業者が達成すべき目標分野ということであったり、目標として設定する項目ということについて、本日御議論いただくというのが論点1ということになってございます。

8 ページ、参考ということでございますが、指針に基づいて一般送配電事業者が事業計画を策定し、その事業計画の実施に必要な費用を見積もりまして、収入上限を算定いたしまして、国のほうで審査の上、承認するというプロセスについて改めて記載させていただいております。

9 ページでございます。上の青い枠囲いにありますとおり、一般送配電事業者は国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の

算定を行うこととなるということでございまして、指針の基本構成のイメージというのは9ページの左のような形になっております。

その指針の基本構成の中で、一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標として、成果目標的なもの、行動目標的なものがあるわけですが、右側にありますとおり、本日議論いただく論点としては、こういった目標を設定すべき目標分野をどう考えるか、目標として設定する項目をどう考えるかということでございます。

10ページでございます。ただいま申し上げたような目標の設定ということに当たりましては、項目によって成果を評価しやすい目標、成果目標であったり、行動を評価しやすい目標、行動目標があることから、項目ごとに評価のしやすいほうを採用するといったことではないかということで、この記載をさせていただいております。

11ページは、資源エネルギー庁の審議会の資料でございまして、こちらの中においても一般送配電事業者が達成すべきアウトプットを設定するといったようなことが記載されております。

12ページでございます。青い枠囲いの中に記載しておりますとおり、託送料金制度改革の狙いは、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図るものでございます。その上で、一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標については、社会的便益の最大化という観点から、一般送配電事業者の業務におけるサービスレベルの向上及び効率化、イノベーション推進、安全性や環境性への配慮といった方向性になるのではないかとということで、具体的には右の赤いところに記載しておりますような目標分野ということとしてはどうかということで、この御提案をさせていただいているところでございます。

13ページでございます。先ほどの12ページで御提示させていただきましたそれぞれの目標分野において、一般送配電事業者が取り組むべき内容としては、このような方向性になるのではないかとということで記載をさせていただいております。

14ページ以下、各分野についてということでございます。安定供給分野については、一般送配電事業者が中長期的に質の高い電気を安定的に供給するよう促すことが重要ではないかということで、具体的な項目例といたしましては、左下のような項目を記載しております。例として、かなり前広にお示ししていますが、本日、これから御議論いただいた後に、御議論を踏まえて、さらに精査し、どのような項目に、どのようなインセンティブを対応させるのがよいのか、また、項目によっては定性的な評価がよいかなど、さらに整理

をして、次回以降、さらに御議論いただきたいと考えております。

続きまして、再エネ導入拡大の分野については、一般送配電事業者が再エネ導入を予測した主体的な系統形成を行い、系統接続を希望する再エネ電源に公平かつ迅速な接続機会を提供するよう促すことが重要ではないかということでございまして、具体的な項目例としては左下のような記載している項目が考えられるところでございます。

続きまして、16ページでございます。サービスレベルの向上の分野につきましては、一般送配電事業者が顧客及びステークホルダー志向のネットワークサービスのレベルをさらに向上させるよう促すことが重要ではないかということで、具体的な項目例としては、こちらも左下のように記載している項目が考えられるところでございます。

次に、広域化の分野については、一般送配電事業者が広域メリットオーダーや送配電事業のレジリエンス強化、コスト効率化達成に向けて、全国レベルでの広域的な運用を行うよう促すことが重要ではないかということで、具体的な項目の例としては左下にあるような項目を記載させていただいております。

次に、デジタル化の分野については、一般送配電事業者がA I、I o Tなどのデジタル技術やアセットマネジメントシステムを活用した保安業務等の高度化を図る等の取組を促すことが重要ではないかということで、その具体的な項目の例としては左下に記載させていただいております。

続きまして、19ページ、安全性・環境性への配慮の分野については、一般送配電事業者が公衆、従業員や工事関係者の安全を確保し、また環境への影響に配慮した取組を促すことが重要ではないかということで、具体的な項目の例としては左下の欄のような項目を記載させていただいております。

最後に、次世代化の分野につきましては、一般送配電事業者が送配電事業における課題の解決に向けた新たな取組を通じて、送配電ネットワークの次世代化を図ることを促すことが重要ではないかということで、具体的な項目例としては左下のような項目を記載させていただいております。

21ページ以降につきましては、イギリスのR I I O、Revenue Innovation Incentive Outputの取組を記載させていただいておりますので、少し例として御説明をさせていただきます。

22ページにイギリスのRevenue Innovation Incentive Outputにおけるアウトプット指標ということで記載しております。例えば、②信頼性と書いているところを御覧いただき

ますと、顧客に供給できなかった電力量について、各トランスミッションオペレーターに設定される目標値を基準に、1万6,000 £ /MWhのボーナス、ペナルティーを適用するというので、このように定量的にボーナス、ペナルティーを適用していたりするインセンティブを課している例があります。

また、それ以外につきましては、⑤接続性・拡張性という一番下の欄のところを御覧いただきますと、下から2番目の枠にありますとおり、送電線の拡張や増強に関する投資がレベニューとして許可される、将来的に必要とされる投資がレベニューとして認められるということで、投資に必要なレベニューを認めるということで投資に対するインセンティブを与えているというようにしているものもございます。

さらには、22ページの表の①を御覧いただきますと、安全性の義務に関する法律の遵守状況の確認といったところにつきましては、その取組、遵守状況に係る確認ということで、定性的な評価を行っているということで、このように定量的にボーナス、ペナルティーを適用したりする場合であったり、レベニューとしての算入を認めるということでインセンティブを与えたり、または定性的な評価を行うといった、各項目によって様々な種類のインセンティブを課していたりするところでございます。

イギリスの例というところで御覧いただきますと、イギリスでも項目の数としては、分野によっては少し多いところもありますが、下記のように各分野、1、2個ぐらいとなっております。

したがって、先ほどの20ページまでのところで、かなり前広に項目の例を提示させていただいておりますが、実際に制度として運用するという事を考えますと、実際にインセンティブを適用するような項目などを検討するに当たっては、精査をして項目を少し絞り込む必要があるかと思われるところではございます。

23、24ページ以下もその例ということになってございます。

次に、収入上限の設定及び託送料金の設定というところでございます。

27ページでございます。資源エネルギー庁の審議会における資料ということでございますが、レベニューキャップの規制期間につきましては、前回の料金制度専門会合でもイメージとしては5年ぐらいということで申し上げていたところでございますが、資源エネルギー庁の審議会におきましても、日本における規制期間は、上記を踏まえて5年としてはどうかということで整理がなされたところでございます。

続きまして、28ページでございます。レベニューキャップの制度に基づく託送料金の開

始ということでございますが、詳細設計や省令改正、審査、周知期間などを加味すると、開始時期につきましては2023年4月1日としてはどうかということで、同じく資源エネルギー庁の審議会において整理がなされているところでございます。

続きまして、収入上限の申請、審査のスケジュールでございます。前回の第1回料金制度専門会合におきましても御質問が出たところかと思えますけれども、規制期間の最終年度に翌規制期間の収入上限の申請、審査を行うことから、当該年度については見込み値で申請、審査を行う必要があるということでございます。

規制期間最終年度の実績や、規制期間を通じた事業計画の達成状況については、翌規制期間の初年度に評価を行い、その結果を踏まえて翌年度以降に必要な収入上限の調整を実施する方向で検討を行うこととしてはどうかというところでございます。

続きまして、30ページでございます。収入上限の設定と託送料金の設定ということで、この全体像の中でいきますと、赤い点線で囲まれた点に該当する部分ということでございまして、期初における収入上限及び託送料金の設定について御議論いただきたいということでございます。

31ページでございますが、右側に電事法の条文も記載しておりますけれども、左側でございますとおり、収入上限につきましては、一般送配電事業者は事業計画の実施に必要な費用を基に収入上限を5年ごとに算定しまして、国の承認を受けるということとなっております。

その下にありますとおり、託送料金の設定ということにつきましては、託送料金については国の承認を受けた5年ごとの収入上限を超えない範囲にて算定をするということで、託送料金の算定方法の詳細については、一定のルール化が必要と考えるが、どのような方法とすべきかというところでございます。

この論点についてでございますけれども、青い枠囲いの中でございますとおり、期初における託送料金の設定については、(1)5年一律の託送料金とするよう求める、(2)年度ごとに異なる託送料金を設定するの2通りが考えられるというところです。

32ページの下の方を御覧いただきますと、(1)は5年一律の託送料金を設定するということで、想定見積み費用に基づく収入上限の数字を5年合計の想定需要で割りまして、託送料金5年一律の料金を設定するというところでございまして、(2)は収入上限、年度ごとの見積み費用、または収入上限5年合計の平均値を年度ごとの想定需要で割りまして、年度ごとに異なる託送料金を設定するというものでございます。

具体的な数字で御覧いただいたほうが分かりやすいかと思しますので、33ページ以下を御覧いただきますと、案1が、ただいま32ページで申し上げた(1)に相当するものでございまして、33ページの左の図を御覧いただきますように、5年の見積み費用の合計を基に収入上限を設定するわけですが、それを500ということ仮定しますと、収入上限の5年の合計は500ということですので、それを5年間合計の想定需要、例えば25で割りますと、500割る25ということで、5年間の託送料金は20ということになるということでございます。

34ページは、年度ごとに異なる託送料金を設定する方法①ということでございまして、左にありますとおり、1年目、2年目、例えば80だったり、120だったり、100であったりという各年度の見積み費用を各年度の想定需要、5、6、4といった感じで変動もあるわけですが、それぞれの年度の見積み費用を年度ごとの想定需要で割りますので、右側にあるような形で、期初において年度ごとに異なる託送料金が設定されるということでございます。

3番目につきましては、年度ごとに異なる託送料金を設定する方法②でございますが、左のほうにつきましては収入上限の5年間の平均値、ここでいうと100という数字を年度ごとの想定需要ということで割りますので、案2ほどばらついている感じではないのですが、託送料金については案2と同様に年度ごとに異なる託送料金が設定されるということになってございます。

32ページに戻っていただきますと、今のような形なのでございますが、規制期間を5年に設定するという趣旨を踏まえれば、(1)の5年一律の託送料金とすることを原則としてはどうかということでございまして、ただ、枠囲いの3番目に書いてございますように、(2)の期初の時点で年度ごとに託送料金を設定することについては、一般送配電事業者からその必要性など合理的な説明があった場合は、場合によっては個別に認めることもあり得るということとしてはどうかということでございます。

36ページの参考でございます。ただいま申し上げた論点につきましては、36ページの図でいう真ん中に相当するところでございまして、各収入上限で算定して、託送料金の総額について、収入上限を踏まえて設定をするわけですが、料金算定に係るルールにつきましては、期初における託送料金の設定に加えて、発電、小売間の配賦方法だったり、電圧別の配賦だったり、基本料金率の設定等の論点もあることから、それらについては今後検討するといったことでございます。

続きまして、実績収入が期初に承認された収入上限と乖離した場合の取扱いということでございます。

論点としては赤い枠囲いで囲われたところございまして、先ほど期初においての収入上限及び託送料金の設定ということで御提示したところなのでございますが、こちらは設定した後に実績収入と収入上限が乖離した場合にどうするかというところでございます。

39ページです。期初に想定した需要から実績需要に差異が発生した場合に、実績収入と収入上限の乖離が発生することになります。

現状、需要が伸び悩む中で、収入上限に見合う実績収入を確保するために、期初に需要を低く想定して託送料金を高く設定すると、実績需要が想定需要を上回った場合に、5年間で収入上限を上回る実績収入を得ることとなる。

このような状況を避けるため、また需要の変動は基本的には外生的要因によって生じることを踏まえ、実績収入と収入上限の乖離額は全額調整することとしてはどうかということでございます。

40ページでございます。需要の変動により、5年間の実績収入が収入上限を上回るケース、下回るケースがあるということで、いずれの場合も翌規制期間の収入上限を調整することとしてはどうかということございまして、ただし、期中に需要の変動が発生した場合に、収入上限を超えない範囲で期中の料金変更を行うことを認めてはどうかということで、それぞれ実績収入が収入上限を上回った場合と下回った場合ということで、収入上限を上回った場合については収入上限超過分、翌規制期間中の収入上限を引き下げということなのですが、期中に需要増加が発生した場合には期中に料金を下げることを認めてはどうかということでして、逆に下にあるように、実績収入が収入上限を下回った場合については、収入上限不足分、翌規制期間中の収入上限を逆に引き上げることとしてはどうかということで、ただし、期中に需要減少が発生した場合に期中に料金を上げることを認めてはどうかということでございます。

41ページ以下は参考資料となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

事務局からの資料3に関する御説明は以上でございます。

○山内座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について御意見を伺うということなのですけれども、説明にありましたように、レベニューキャップの基本、資料5ページにあるように、どのようなことを決めなければいけないかという論点のうち、達成すべき目標と、実績収入と収入上限の乖離とか、論点2、料金算定のほう

が先ですか、基本的なところを今日、皆さんに御議論いただくということです。

特に達成すべき目標、論点1はレベニューキャップの制度を入れる基本的な目標、意義みたいなものなので、非常に重要であるということで、今日は成果目標と行動目標について、基本的な御議論をいただいて、詳細はまた別途議論するということです。それで決めていくということだろうと思います。論点2は料金算定に基本的にどのような原則を適用するかということと、収入乖離の場合、論点3ということになります。

それで、論点を分けて議論してもいいのですが、いろいろ議論していくと非常に関連していくこともあるので、取りあえず論点を分けずに皆さんの御意見を伺いたいと思います。

この会議も2回目ですし、皆さん慣れていると思うのですが、S k y p eのチャットで発言希望を入れていただいて、その旨、確認いたしまして、私から御指名させていただくという形を取ろうかと思います。

それでは、これから皆さんの御意見、御質問を受けたいと思いますので、チャットのほうによろしく願いいたします。

まずは、オブザーバーですが、消費者庁の吉田さんから発言ということでございますので、吉田さん、どうぞ御発言ください。

○吉田オブザーバー 山内座長、ありがとうございます。オブザーバーの消費者庁の吉田と申します。資料4ということで、私どもからの資料をお配りいただいておりますので、それについて簡単に御紹介申し上げます。

前回の会合でも消費者庁から申し上げましたが、託送料金に関しては2016年に消費者委員会の電力託送料金に関する調査会の報告書を踏まえて、消費者担当大臣から経済産業大臣宛てに意見を発出したという経緯がございまして、そのためにレベニューキャップ制度の設計についても、消費者庁及び消費者委員会で制度設計についてフォローさせていただくということになっております。

8月24日に消費者委員会の第10回電力託送料金に関する調査会を開催いたしまして、前回、7月30日の第1回料金制度専門会合における議論の状況等について、電力・ガス取引監視等委員会事務局の方にお越しいたげて御説明いただいたところです。

その場において、調査会委員から資料4にありますような御意見をいただいたところで、幾つか御紹介させていただきます。

投資が必要十分で効率的、合理的なものであるのかの判断について、どの程度の仕組み

を設けて厳格にかつ柔軟に対応できるのか、議論を十分に尽くしていただきたい。あるいは、コスト効率化インセンティブを確保する一方で、安定供給を確保する仕組みの検討も重要である。

あるいは、1枚目の下の辺りですけれども、料金算定に係るルールにおいて、例えば電圧別の配賦方法等で声の大きくない低圧の需要家へしわ寄せが来ることがないように、きちんと担保できるような形にしてもらいたいですとか、資料の一番最後の御意見ですが、詳細設計について、決定過程の透明性及び消費者の参画の機会等が確保されるようにし、また、消費者委員会側の意見を反映する機会が失われることがないように対応してもらいたいといったような意見が調査会の委員の先生から出たところでございます。

今後も、この場に消費者委員会の問題意識や関心事等はお伝えさせていただきたいと考えておりますので、検討に当たりましては、これらを踏まえていただくようお願いできればと思っております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。消費者庁のほうの議論を御紹介いただいたということでございます。

それでは、続いてエネットの野崎オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○野崎オブザーバー ありがとうございます。エネットの野崎でございます。まず、論点1の目標として設定する項目に関しまして、2点ほどコメントをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、16ページのサービスレベルの向上に関しまして、小売事業者の立場から申し上げます。

現行の託送料金の支払いは、利用者である小売事業者が、毎日のように一般送配電事業者のホームページを確認に行きまして、自ら関係する請求書データを見つけ出して支払うという通常の商習慣からは考えにくい方式になっております。

その上、一般送配電事業者の料金計算等に起因する遡及計算など、そういうイレギュラーな請求とかもございまして非常に困っています。さらには、一般送配電事業者ごとの仕様がばらばらでございまして、私ども新電力は効率的に事業遂行ができず大変苦慮している状況でございます。

したがって、一般送配電事業者の目標策定に当たりましては、託送料金の請求方式の統一化とデジタル化、例えばAPI連携などの具体策をぜひ盛り込んでいただけますようお願いいたします。このような取組は、小売も含めた業界全体の業務効率化、ひいて

は社会コストの低減に寄与するものと考えておりますので、ぜひとも御検討をお願いしたいと考えております。

続いて、2点目でございます。ページが前後して恐縮でございますけれども、14ページの安定供給に関して申し上げます。

事務局資料では、停電回数など、需要家への直接影響を及ぼす項目が例示されていますけれども、系統利用者には発電事業者もいると考えております。送配電設備のトラブルに起因して、発電事業者は出力に制約を受けることがございますが、場合によっては長期にわたり発電に支障が出るケースもございます。こうした事象は発電のメリットオーダーを阻むものであり、社会コストの増大にもつながりますので、大きな問題だと考えております。停電と同様に、発電制約についても目標として設定いただきますよう御検討をお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。御意見ということで伺いたいと思います。続いて、河野オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○河野オブザーバー ありがとうございます。オブザーバーの河野でございます。初回を欠席いたしましたので、今回が初めての参加となります。論点1について、受け止めと質問を1点ずつ申し上げたいと思います。

現在の総括原価方式においては、事業者には任されていた事業計画ですが、老朽化対策、災害対応、需要の変化など、既に顕在化している様々な環境変化への対応や、あわせて、広域化、デジタル化、送電と配電の事業分離など、将来のあるべき電力供給構造への投資等が適切かつ的確に実行されるように、かなり詳細な目標が設定されようとしています。

これまでの原価の積み上げからは詳細が見えにくかった一般送配電事業者の皆さんの事業計画において、より具体的な項目ごとに計画が示されることになり、託送料金を支払う私たちとしましては、透明性が高まるこの方向性には賛同したいと思っております。

その上で、スライド10の囲みの1ポツ、日本全体の電力システムのより大きな便益につなげる点という記述がちょっと気になりました。この記述が意味するところは、私たち一般消費者も十分理解できますし、その目標を網羅する形で提示されたスライド13の一覧表の7つの目標のどれもが重要なファクターだと思っております。

一方で、例えば広域化、デジタル化、次世代化などの項目におけるコストの計上は、将来に向けては必要だと感じますが、これらを事業計画に入れ込むことで託送料金が膨らむ

要因になるのではないかと危惧いたしております。事業規模や現在の事業経営の実態などを考えると、事業者ごとの受け止めも異なると思いますし、広域化、デジタル化、次世代化を目標に置くのであれば、投資が必要十分で、効率的、合理的なものであるのか、その内容の精査が必須であると思いますし、推定でしかない効果に対する受益者の負担増につながらないように御配慮をお願いしたいと思います。

続いて、質問になります。スライド16のサービスレベルの向上に関してです。ここに顧客、ステークホルダー志向という記述がございます。ここで言っている顧客、ステークホルダーは誰を想定しているのかということを教えていただければと存じます。

社会的便益の最大化がミッションとされていますレベニューキャップ制度ですけれども、送配電事業におけるいわゆる顧客というかステークホルダーの設定を明確にしておくことが事業計画の精度を上げることにつながると思いますし、先ほど消費者庁さんからも本当に力強いコメントをいただきましたが、料金算定に係るルールにおいて、電圧別の配賦方法等で私たち一般消費者へのしわ寄せが来ることがないように、顧客とステークホルダーを明確にするということで、きちんと担保できるような形にしてもらいたいと思ったところです。

以上です。

○山内座長 では、御質問が出ましたので。

○田中NW事業監視課長 それでは、お答えさせていただきます。ただいま御質問のありました16ページを表示させていただきます。

顧客及びステークホルダー志向のネットワークサービスということで、具体的にどのようなことを想定しているかということでございます。顧客ということで行きますと、一般送配電事業者と直接契約を行うことになっている小売電気事業者や発電事業者といったようなところなどが想定されるわけですが、ステークホルダーということで行きますと、それよりもう少し大きい地域、住民、もちろん需要家なども含めてという意味でございますが、あとは関係省庁や地域団体など、もう少し広く含めた感じの概念が入ってくるということではないかということで想定をしているところでございます。

○山内座長 どうぞ。

○佐藤事務局長 あと、今、先生が冒頭でおっしゃったことなのですが、実は前回もほとんど同じ発言を川合先生からいただきまして、3ページを見ていただけますか。第1回料金制度専門会合の議論の振り返りで、一番最初のところで挙がっております意見を読み

ますと、「例として挙げられている項目はいずれも投資が必要であり、コスト増加につながる項目。こういった項目を目標として設定することはどの場で決めるのか」と川合先生からございました。

先ほど先生から13ページの広域化、デジタル化というのは、短期的にはコスト増になるのではないかという御発言がありましたが、逆に申し上げますと、この2つだけではなくて、13ページ全てにわたって、場合によっては、長期的にはソーシャルフレーム？を上げて価格自体は下げるかもしれませんが、短期的には上げる可能性があるもの全て、目標分野、可能性はあると思っておりまして、ということもありますので、今後、目標分野の細かいところに関しましては、この場で先生方に御議論を十分いただきたいと思っております。

○山内座長 河野先生、よろしいですか。

○河野委員 分かりました。最初のほう、今、補足で御説明いただいたことに関しましては、前回欠席しておりましたので、理解が十分でなくて申し訳ございません。今後に向けては、この一覧の中で優先順位を決めて、そして私たち需要家といいたいでしょうか、料金を支払う側が納得いく、それから効果がより明確に感じられるものを選択していくということだと理解しております。ありがとうございました。

○山内座長 それでは、次は華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員 ポストンコンサルティング・華表です。私からは2点、意見として述べさせていただきます。

まず1点目、論点1のところですが、14ページ以降の具体的な成果目標について、選ぶ指標によって、外生的な要因で決まってしまうと、事業者の努力と直接結びつかずに棚ぼたになったりですとか、事業者に正しいインセンティブが働かなかったりする可能性があるかと思っておりますので、具体的な項目を選ぶときにはその点について留意が必要ではないかと思っております。

また、初めての取組ということもありますので、意図したとおりの数字の出方にならずに、インセンティブが付き過ぎてしまったりするようなことも考えられると思います。その点、先行している海外ではどういう段階を経て成果目標を導入してきたかを見てみるのも一案ではないかと思っております。

2点目は、32ページの論点2の期初における託送料金の設定についてでございますけれども、まず料金を安定させる観点から、5年一律の託送料金とするほうが望ましいのでは

ないかということについては理解できます。

一方、託送料金を5年一律とすると、事業者の収益の出方がコスト発生のタイミングと合わなくなりますので、見かけ上の業績がぶれやすくなるということも想定されて、上場企業の業績の在り方として、それが適切かどうかということについては議論の余地が幾らかあるとも思いました。

また、仮に一律化の結果として、前半に事業者が料金を多めにもらうような状況になったとすると、事業者には余ったお金で従来の計画とは違う計画を実行するようなインセンティブが働いてしまうリスクもありますし、需要家が先にお金を払うことになりますので、需要家が金利コストを負担しなくてはいけなくなるということも考えられるということにも留意をしておかなければと思います。

料金の安定という意味では、料金全体としては、いずれにしても燃調のような変動要因があります中で、それと比べて、ここで2を選ぶことの変動要因がどれだけ大きいかということは、それはそれであるかと思いますので、そこが大きな論点となるのであれば、例えばシミュレーションして比較してみることも考えられるかと思いました。

いずれにしても、同様の悩みは先行する海外事例でもあるかと思われますので、海外事例に学んでみるのも一案かと思いました。

私からは以上です。

○山内座長 どうぞ。

○佐藤事務局長 今の先生の2番目の御質問でお伺いしたいのですが、まさに今こそ期中調整も全然されていなくて、一度セットすると託送料金がずっと一緒になっているわけです。それで、当然、投資とかそういったものは違うわけで、例えば今どのように資本市場とかで問題と言われているのでしょうか。つまり、少なくとも5年ごとにやれば今よりはならされるわけで、例えば送配電事業に関して資本市場とかでフラクチュエ出過ぎて問題だという議論でもあるのだったら、かなり考えなければいけないと思うのですが、あまりそういったものは聞いたことがないのですが、問題意識はどういったところにあらわれるのでしょうか。

○華表委員 レベニューキャップ制度になったときというのは、各レベニューがかなり具体的な計画と合わさる形でレベニューが決まると理解しています。一方、これまでは、必ずしもいいことではないですけれども、まず料金が決まって、最初3年分の計画があるかもしれませんが、その後は具体的な計画と必ずしもひもづかない形で設定されます。で

すので、その後、一定の金額が料金として設定されているときに、これまでで言えば事業者がそれに合わせて幾らかコストを使ってきたというような背景があるのではないかと思います。

一方、今回、このレベニューキャップ制度を入れると、計画をしっかりと5年間で何をするのかというところについて具体化していくことになりますので、それに対して合わなくなっていくというようナリスクが逆にあるのではないかと考えました。

○佐藤事務局長 分かりました。そうすると、例えば論点2—②のところ(1)を採用した場合は、事業計画に関してフラクチュエ等をどうするかというのをより丁寧に考えなければいけないと考えればいいということですね。

○華表委員 そのように思った次第です。

○佐藤事務局長 ありがとうございます。

○山内座長 よろしいですか。次の御発言者は松村先生です。松村委員、どうぞ。

○松村委員 松村です。論点に沿って発言させていただきます。

まず、論点1に関してです。非常に多くの項目が並んでいます。これは様々な委員会で、これも考慮してほしい、あれも考慮して欲しいという発言が相次いでいて、それを無視するわけにもいかないので、いろいろな項目が挙がっているのだと思います。

一方で、あまり詳細に決め過ぎてしまうと、送配電事業者の創意工夫の余地をなくすリスクもあるので、それについては少し抑制的に考える必要があると思います。

具体的に類型を分けて、例えば具体的に数値を与えて、未達の場合、あるいは超過達成の場合にどういうペナルティー、どういうボーナスというのをあらかじめ定めておけるようなタイプのものと、定性的に定めて事後的に評価するというものと、3番目に総合評価をする段階での考慮要素とすると。つまり、次のタームのときに効率化ケースに関してボーナスを与えるとか、より厳しくするとかという総合判断に使うというような類型を分けることも可能かと思っています。

今言った2と3は同じではないかと思う人もいるかもしれませんが、例えば先ほど野崎オブザーバーがおっしゃったような各ネットワーク部門で、各会社で統一するとかということについては当然やるべきことであって、このようなことについてはやるべしと定めて、やれなければマイナス評価ということもあり得ると思います。

一方で、私が3と言ったのは、あまり野放図に拡大するとネットワーク部門の予見可能性を著しく損ねるので、ネットワーク部門全体に関して査定の枠をかける。例えば、マイ

ナス査定するところとプラス査定するところでプラスマイナスが合うようにという変なのですけれども、無茶に査定して収入を下げるとかということではなく、収入を上げるところ、下げるところのめり張りをつける、ある種の事業者間比較しかないというような制約をかけるとかということと、2に関しては、先ほど言ったように統一できていないということがあれば、全社マイナス査定するというようなことも考えるとか、そのようなことを検討する余地があると思いました。

先ほどの野崎オブザーバーの指摘ですけれども、ネットワーク部門がもし今まで統一できていなかったとするならば、それは怠慢ではないか。ガス事業者に対しては、新規参入者としてその統一ができていないとあれだけ文句を言ったではないかということ考えると、ちょっと怠慢ではないか。次の5年間を待たずに早急に対応して欲しい。

一方、1も停電とかは比較的数字を出しやすいところですが、それでも前回指摘したとおり、かなり難しい問題があるので、相当慎重な検討が必要かと思います。

次に、論点2に関してですが、私は5年同じ料金をつけて、基本的に大きな変化があれば次期に調整するのが合理的だと思います。それで、事務局の提案は原則としては同じ料金だけれども、事業者は特段の理由があれば変えられるというようなもので、対案としては原則変えられるけれども、同じにしてもいいというようにする、その程度の違いだと思う。もし事業者の希望で、コストが年度ごとに大きく違うので、コストに合わせた料金体系にしたい。したがって、託送料金を5年間、コストに合わせて変えたいということがあるのだとすると、事業者の方にはぜひ回答していただきたいのですが、予想と違うコストになったときには、どう調整するつもりなのかを教えていただきたい。

つまり5年同じコストというのは、例えば3年目に大きなコストがかかると予想されていたものが何かの事情で、例えばコロナだとか災害だとかの事情で、1年後ろ倒しになって4年目に大きなコストがかかるということになったとしても、5年全体としてのコストは変わらないので、問題としないという発想だと思うのですけれども、コストがかかる年に高い料金をつけるべきだ、そのほうが公平だとか、そうすべきだという整理だとすると、年度がずれたということになれば、その精神に著しく反するので、当然、期中でも改定することになるはず。

それから、当然、年度ごとのコストの構造を逐一、監視等委員会でも調べないと公平な料金体系にならないと思うのですけれども、そういう覚悟があつて年度ごとに変えたいと言っているのか、安直に言っているだけなのかは、もし要求するのであれば、回答をお願い

いします。

次に、論点3ですが、期中に料金を改定するのか、あるいは翌期に改定するのかに関しては、需要の大きな変動なども含めて、ある種の閾値を設けて、その閾値を超えたら期中の改定で、それではなければ翌期に持ち越すという発想があってもよいかと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。事業者の御意見というのが出たのですけれども、次は白銀オブザーバー、御発言いただけますか。

○白銀オブザーバー 関西送配電の白銀でございます。まず、2点コメントさせていただきます。

1つ目ですけれども、論点1の14ページから20ページの成果目標、行動目標の設定にしまして、制度の趣旨である、レジリエンスの強化、再エネの主力電源化などの社会ニーズへの取組、また電力品質やサービスレベルの確保といった記載いただいているような観点があろうかと捉えております。

今後、制度設計を進めていただくに当たりまして、項目としましては事業者の努力が結びつくような項目の選定をいただきまして、必要な投資については行いやすくなるような仕組み、そして効率化と品質確保のバランスが達成できるような仕組みを構築していただくことで、事業者としましては制度が目指す姿を実現するためにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目です。論点2と3、両方とも合わせてになりますが、32ページにある期初における託送料金の設定、40ページにあります調整を行うタイミングにつきまして、32ページに公平性の観点とございます。公平性というのをどう捉えるかということによりますけれども、その時点の託送コストをその時点の受益に応じて速やかに利用者の料金に還元するということが公平な負担の基本とも考えられます。この観点からですと、年度ごとの料金設定として、期中に生じた乖離につきましては、期中に料金調整することが整合ということも考えられます。

その一方で、料金の安定性という観点もございます。この観点からは、5年一律単価で料金調整についても翌期という組合せが良いとの考えもありますが、これにつきましては、5年間は料金が安定するという一方で、5年毎に大きく利用者の負担が変化し得ることが利用者にとってどうかという観点もございます。いずれの考え方もあり得ると思っておりますので、公平性の観点とは何か、利用者にとって何がベストなのかといった観点

から御議論いただければと思っております。

あと、先ほどいただきました松村委員からの御質問と言いましょいか、もし事業者が（２）年度毎に異なる託送料金を設定の方が良いのだと主張するのだたらどういふ調整をするのかといふご質問ですが、先ほど申しましたように、いづれの案もあり得ると思つてございますといふ上で、恐らく御質問の趣旨としてはといふことで回答させていただきますと、今回資料に書いておられますのは、収入側が外生的な要因で変動したときの反映をどうするかといふことで、先ほど松村委員から御指摘ありました内容は、費用側が変動しているといふことだと思ひますけれども、基本的な考え方は、もし期中に反映するとしたら外生的な収入の変動、外生的な費用の変動については、それを同じような扱ひで反映するといふのがさっきの趣旨だろうと私としては理解しております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○松村委員 今の白銀オブザーバーの御回答に全く納得していないのですけれども……

○山内座長 では、簡単をお願いします。

○松村委員 論点２に関しては、コストに応じて毎年変えるのであれば、そのコストが、もし期中にその期間内の費用配分が変更したら当然それを反映して、それぞれのコストが高い時期に高い託送料金が公平だといふことを言うのであるとするならば、期間配分がずれたら当然速やかに変えるといふのが公平だと思うのだけれども、それを速やかに変える覚悟があるのかと質問しているのに、収入のことで論点をすらしてごまかされたような気がするのですが。私は白銀オブザーバーの説明に全く納得しておりません。

○山内座長 分かりました。白銀さん、何か御発言があればあれですけれども、もしもあれでしたら、また細かい議論は次回ないしはメール等でやるということもありますが、いかがでしょうか。

○白銀オブザーバー 細かい議論になろうかと思ひますので、今後、御議論いただければ結構かと思ひます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。また、松村委員とコンタクトを取らせていただきます。では、梶川委員、どうぞ御発言ください。

○梶川委員 梶川でございます。私も１回目、欠席させていただいたので、少し見当外れになってしまうかもしれないのですけれども、まず論点１のところ一言お話しできれ

ばと思います。

論点1の成果目標、行動目標のところなのでございますけれども、これは大きく分けてサービスのアウトプットの質のお話と、インプットサイドでの投資の政策誘導のお話と、さらにそれぞれの事業者がより効率化を図るといった区分けになっているのだと思います。スライド12でも目標分野と書かれていて、13ページにも詳細な記述があるのですけれども、少しその辺のお話の整理をしていったほうがいいかなという気がいたします。

というのは、特にインプットの分野で、前回も御議論にあったのか、広域化とかデジタル化というのは投資でコストの増が短期的には起こることだというお話で、御懸念というか、そういう御指摘もあったとは思いますが、もちろん短期的にはどうだということは私は分かるのですけれども、そもそも広域化とかデジタル化は、もう少し長い意味で言えば確実にコストの効率化につながるからやるのだということだと思うので、その辺の一定の時間軸を見た投資計画から来る効率化というものをかなりきちっと分けたKPIのようなもので整理をしていかないと、手段が目的化してしまうというか、そのように受け取られかねないかなという気がいたします。

デジタル化などは典型的にコスト構造を効率的にするために行うことなので、短期的にも当然、順次効率化していつているのだということをしちとした目標設定をしていけませんと意味のないことになりかねませんし、広域化もそういう意味では同じ部分があるのですが、広域化の場合には個社の最適化と全体での最適化みたいなものがどのようにコストメリットになるのかというようなことも整理をして表現していただく必要があるのではないかと思います。

この表現というのは、事業者がということもありますが、やはり政策当局のほうでも政策誘導するという意味で言えば、どこまでが現実、どの時期にコストメリットになって、どこが大きな意味で社会的便益の最大化につながるかといった整理の議論も必要なのではないかと思いました。少し長くなって申し訳ございません。

○山内座長 ありがとうございました。次は圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員 圓尾です。論点ごとに申し上げます。

まず、1点目です。大事な項目がたくさん並んでいて、この項目の区分けには特段異論ありません。例えば安定供給みたいに、ネットワーク事業をやるからには、どんな時代であつても絶対必要なものは常に重要な項目として、一定の水準をクリアできなければペナルティーを科すことが必要だと思いますが、それ以外の項目については、5年ごとにこう

いう議論をするたびに、今、何が必要なのかを精査して取捨選択し、事務局から説明があったように1つの項目につき、2つ、3つぐらいに絞っていくのが大事だと思います。

例えば、仕様の統一化とかデジタル化などは直ちに組み込んでやるべき話だと思いますが、一方で系統蓄電池の設置などは、どこかのタイミングでは大事になってくると思いますが、今のような高コストで設置にインセンティブを与えてしまうと、まさに託送料金の高騰につながると思います。今、何が大事なのか議論しながら絞っていくのが重要です。

1回決めたからといって5年後も同じではないという認識で議論していくのが必要だと思っています。

それから、論点2、32ページのところです。私は結論としては5年一律でいいだろうと思っています。特にネットワーク事業でコストが5年間で大きく変動するって、一体何があるかと考えてもピンとこないのです。例えば、大型の系統の建設があって、5年間の途中で取得して加速償却するとなれば、それは大きなコスト変化になりますけれども、そんなのがしょっちゅう起きるわけではないですし、それにしてもそういうネットワークに関しての設備は、設備の特性から考えても、それから国際会計基準の考え方からしても、定額で息長くコストを負担しながら使っていくべきもので、5年間の期間の途中で階段上に上昇することはあるにしても、大きな変動は基本ないだろうと思っています。5年平均で私は十分だろうと思っています。よほどの理由があれば、事業者からこのタイミングでこのように料金を変化させたいという合理的な説明を受ければいいのだと思います。レベニューキャップで、例えば小売業とかであれば、それぞれの収益状況の変化によって株価なんかに大きなインパクトをもたらすと思うのですが、ネットワーク部門の場合はまずないだろうと思っています。

論点3、40ページのところの調整を行うタイミングですけれども、上の超過分が出るときは、例えば100億超過が出たとして、次の5年間で100億返せばいいというようにすれば、現在価値ということを考えると何もしないほうが事業者にとって得になってしまうわけですね。オーナー企業ならともかく、経営者が一定期間で代わっていくような現状を考えると、自分が社長をやっているときにたくさん利益が出れば、それでいいではないかというようになってしまふのが考えなければいけないことです。こういう超過が出るときは、なるべく期間中に料金を自ら変化させて、調整して、超過分がなるべく出ないようにしていくようなインセンティブが働くようにすべきだと思いますし、不足のときは特段そういう制度的なことをしなくても自ら調整したいというインセンティブが働くと思いますので、

特に超過のときは何かしらの措置を講じるのが必要かなと思っております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。次は都築オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○都築オブザーバー 広域機関の都築でございます。論点1について発言をさせていただければと思います。

目標の立て方というところでございますが、一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標については、特に成果目標については一定の行動をした上でのアウトカムというイメージを想定することになります。先ほど御発言された河野委員や、この後、御発言されると思いますが、村上委員のような消費者の方々にも議論に御参画いただいているわけなのですが、託送料金と国民生活、経済社会との関係で、どういう関わりが生ずるのかというところが託送料金の受容性という意味でも非常に重要なかなと感じております。

これに対して、アウトカムを実現するやり方は複数あると思っております。例を挙げると、供給信頼度という問題があると思えます。既に現在もいろいろな場面で前提となっているアウトカムの目標なのですが、この目標自体は一般送配電事業者がそれぞれで設定するものでなくて、広域連系系統において設定されていくものであります。

ところが、それを実現するための方策は、それぞれ系統の事情とかそういうところもあって、事業者が出していくアウトプットというのにはいろいろなバリエーションがあると思っております。事業者ごとにいろいろ創意工夫もあり得ると思っておりますので、トップランナー的な取組が阻害されることがないように、国の指針においてはアウトカムとアウトプットの関係をよく整理して取り上げていただければと思っております。

次に、スライド12でございますが、1点要望でございます。供給計画というのが左のほうの囲みの中に入っていますが、これは接続の中にあることが位置づけ的にあまり適切ではないと思えますので、事後的に処理をして、特にこれからこの図を後で使うのであれば位置づけについて調整をさせていただければと思います。

その供給計画でございますが、一般送配電事業者が定める供給計画は電気事業法で法定されている計画です。需要に対してどんな供給設備を持って、どう運用していくのかというのを向こう10年で定めて国に届け出る仕組みになっているというのは御承知のことかと思えます。そういう意味で、今回のレベニューキャップの運用として念頭に置いている5年という期間よりも、ロングタームの計画となっております。

これは既に仕組み、届出様式など確立されたものがあり、今回の一般送配電事業者の計

画と二重人格みたいな存在になってはいけないと思っております。供給計画も昨今の広域的運用の拡大とか、ネットワーク利用制度の各種見直しに伴いましてチューンアップしていくことが必要と思われることもないわけではないと思いますが、こうした計画の存在がないがしろにして今回の指針とか事業者の計画があるものでもないと思っておりますし、そうあるべきでないと思っております。

供給計画は、どちらかというところキロワットとかキロメートルとか物量に関する話題が多くなるということ、広域的運営の一環として電気事業法も位置づけられていることもあって、配電にはあまりフォーカスを当ててこなかったというところが特徴的ですが、今回の制度においては、送配電全体ということ、単価、金額の概念が乗ってくるというところが、供給計画との関係で多少出入りのある部分かなと思っております。どちらが善ということではないと思っておりますが、制度的な連携が必要な部分であって、計画のコンテンツでも二度手間にならないように連携、整合を取っていく仕組みづくりが不可欠と考えております。

それから、委員の御発言の中でありました広域化、デジタル化についてですが、梶川委員が先ほどおっしゃったとおりなので、私からは省略いたします。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。どうぞ。

○佐藤事務局長 今、2点目なのですが、都築オブザーバーから極めて適切な御意見があったと思います。確かにここに書いてある目標、今後の議論でどこまで細かくするかということではあるのですが、仮にかなり細かく事業者の方に書いていただくことになった場合、先ほど都築さんからあったように、確かに送配電事業者がつくる供給計画と相当重複が出てくる可能性があるわけになりますので、そこら辺はよく広域機関とも相談をさせていただいて、うまく仕分けができるというか、無駄な投資というか、無駄な記述とか無駄な仕事を送配電事業者の方に起こらないようによく考えたいと思いますので、その点は都築さんに御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。お待たせしました。東條委員、どうぞ御発言ください。

○東條委員 どうもありがとうございます。私は論点1について発言させていただきます。

既に多くの委員の皆様が御発言されていることとかなり似通っておりますけれども、私は制度屋でございますから、この仕組みを実際に動かすという観点で考えると、あまり詳細に項目を立てて数字をつくっていくというのは、恐らくうまくいかないだろうということを懸念しています。これは規制コスト一般の話になりますけれども、それと積み上げで足し算をしていくと一種の合成の誤謬のようなことが起こるのではないかとということも心配しています。

最後に、やはりマグニチュードの議論はとても大事で、これは圓尾委員も別の表現でお話しなりましたが、今、何が大事なのか、しかも重要度がどれぐらいの重要度なのかということのめり張りをきちんとつけた上で項目を精査するということなのだと思いますが、同時に、この後、項目をあまり絞り込むと、そこから大きな目標、7つの目標が設定されていますけれども、その中の評価項目をこれとこれとこれというように決めてしまうと、そこからこぼれ落ちる部分がやはり出てくるだろう。そういう意味で言うと、あまり決め打ちにしないで比較的大くくりにした上で事業者の創意工夫、ほかの委員の方も少し御発言になったと思いますが、いろいろなやり方は当然あり得るわけで、ここは事業者が一番よく知っているということだと思います。ですから、制度設計、ここから具体的に運用細則を決めていく際には、何とぞ運用可能な仕組みをつくっていただきたいと考えております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。次は川合委員です。どうぞ御発言を。

○川合委員 ありがとうございます。川合でございます。

論点1についてなのですが、皆様がおっしゃっているとおり、非常に盛りだくさんになっているということがあるのですが、今後、恐らく水準というか、いずれにしてもこの間申し上げたようにコストに絡む話ですし、100%安定供給とか、いろいろなものについて達成しようと、達成目標を高くすればするほどコストが上がっていくということがあるので、多分このバランスをどうやって取っていくのかというそこら辺の議論が次に必要なことなのだろうと思っています。100%の安全を目指すということは費用が加速度的に上がっていきますので、それはちょっとやり過ぎだろうと思っていますので、どのぐらいが許容できるような目標になるのかということを考えなければいけないと思います。

あと、広域化というのも必要なことではあるのですが、これは一番コストがかかるのだけれども、便益は直ちに返ってこない可能性がある。例えば系統線みたいなものを

つくっても、災害時のレジリエンスにはいいのですけれども、それによって直ちに大きな恩恵が返ってくるのかと言われるといろいろな問題があるものがあるので、この辺はコンセンサスを取ってどの程度のものにするのかという議論にしていかなければいけないと思っています。

論点2なのですけれども、計算方法で5年一括かどうかという話は非常に興味深い議論なのですが、その前にスライド29の決め方のところで、これを見ると当該期間の5年目に見込み値でやって、それを翌期の最初の年にもう一回検査するとあります。これでは、当事会社も大変だと思うし、委員会のほうも5年間のうち2回もこの検査をやらなくてはならないとなると、コストが二重にかかりますし、二度手間だと思うのです。これはやり方が別途あるはずで、2回やるというのは非常に無駄なコストになるのではないかという気がしてなりません。5年のうち1回にする方策を考えたいところです。

最後に質問なのです。論点3―②、スライド40、ちょっと教えていただきたいのですが、需要の変動により実績収入が収入上限を上回ると書いてあるのですけれども、需要変動が期初に生じた場合には、収入が上下することも当然あると思うのですが、それに伴ってコストも変動するということが十分あると思うのです。そうすると、料金を上げる、下げるというのは、この場合の収入というのはどのような関係があるのか。需要が増えれば当然、収入が増えるだけではなくてコストも増える気がするのですが、この関係をどのようにお考えになっているのかというのを伺いたいと思いました。よろしくお願いします。

○山内座長　では、これについて事務局。

○田中NW事業監視課長　40ページ、お答えさせていただきます。こちらのほうにつきましては、まず収入のほうに記載しておりまして、収入のところについては、39ページにもありましたとおり外生的要因であろうというところでまず整理をさせていただいています。収入が、需要などが変動した場合に、コストもある程度連動してくる要素があるのではないのかというところについては、コストは別途、議論する予定にしておりますので、コストの変動をどう考えていくかというところについては、今、川合委員から御指摘もあった点も踏まえ、次回以降、今後検討していきたいと考えているところでございます。

○山内座長　川合委員、よろしいですか。

○川合委員　ありがとうございます。

○山内座長　どうもありがとうございます。次は北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員　ありがとうございます。北本です。それぞれ意見と期待を込めて発言させ

ていただきます。

今回のスライド12の論点1について、まず大きなところの改革の狙い、必要な投資の確保とコスト効率化については、各委員が大事だという理解をされていると今の発言を聞いて理解しております。それを達成するための目標分野がありまして、これもそれぞれ重要なのですけれども、やはり大きな狙いというところの軸を外さずに今後進めていけたらいいと思います。少し具体的な目標の事例が多いので、実務上、混乱する可能性もありますので、まずは整理をしていくところが必要だろうと。それに加えて、やはり事業者自らの改革に向けて、より積極的に、よりよい案を出して運用していただけることを期待しています。

その中で、今回、送配電事業者ですからアセットマネジメントが非常に大事になってくると考えます。今は、まずは1つの目標期間として5年という管理期間がありますが、アセットマネジメントとしては設備の経済耐用年数が何年であって、そこからの逆算をしていくことが長い時間軸としては必要だと思います。次にその前提状況が変更になったときに、常に状況に応じた変更ができるような体制を整えていく。そのためには、計画に具体的な前提条件を定めておき、それが変更になったときには常に対応できるような体制を整える。事業者によって計画の立て方とかアセットマネジメントが異なるような場合には、やはり共通でよりよいものを探していく必要があると思います。

論点2につきましては、私はそういう意味で長い経済耐用年数の中から考えますと、やはり一旦、5年一律でやるほうが運用上もいいですし、具体的に5年の中で何が違うかというのも計画を立てるときに、どこで、どういう費用が大きく発生するか分かっていると思います。全事業者がよく見て、大きな変化があれば調整していけばいいと思います。5年の中で最終需要家が、例えば大きな修繕費用がかかった年だけ多く費用負担するようなことがないように工夫していくことが必要だと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。次は九州電力の松本オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○松本オブザーバー 九州電力の松本です。2点ほど、まず論点1についてでございます。小売事業者、発電事業者の立場から発言いたします。

今回、安定供給や再エネ導入拡大といった目標分野ごとに、一般送配電事業者が取り組むべき内容、目標として設定する項目の例が多数提示されており、これらの目標達成に向

けた取組の促進による社会的便益の拡大については、小売事業者、発電事業者としても期待するところです。

その中で、17ページに広域化に関する目標として仕様統一というのが挙げられておりまして、長期的には調達コストの低減という面で効率化に資する重要な方策として評価できると考えます。ただし、一方でレジリエンス強化という観点では、台風などに代表される災害の多い地域では、他の地域よりも設備に裕度を持たせたり、復旧作業の容易さを重視したりといったように、地域の実情に応じた仕様とすることでネットワークの災害からの早期復旧が図られていると認識しております。これらの地域特性に応じた設備仕様というのは、消費者でもあるお客様にとって重要な点であるばかりだけでなく、発電事業者としても発電機会の早期確保にもつながりまして、メリットがあると評価できると考えているところです。

したがって、目標として設定する項目や具体的な水準等については今後の議論ということではありますが、評価の方法を含め、地域事情も十分に考慮した検討をお願いしたいと考えています。

次に、論点3も絡んできますけれども、論点2について、小売事業者として発言いたしますと、小売事業者としましては、料金の安定性という観点では変動が少ない5年一律料金とするほうがよい面もあると考えるところです。

一方で、今回の託送料金制度改革の趣旨の1つでもあります必要なネットワーク投資の確保という観点からは、一般送配電事業者が策定した事業計画に基づいた費用が賄えるように料金が設定される必要があって、案2にありますように、計画に沿って設定された料金が規制期間の各年度において変動するといったやり方というのも海外において同様な制度を採っているところもあるという点から、この点はその理由などを含めて考察が少し必要ではないかと考えているところです。

また、論点3にあります需要変動に対してでありますけれども、さらにその後の43ページから45ページぐらいまでの海外事例のように、外生的な費用変動を料金に反映できるような仕組みについても検討されるのかなと認識しておりまして、その場合には期初に設定した料金が一律であっても、結果として期中でも料金は変動し得ることもあり得るのかなと考えております。

いずれにしても、小売事業者としては託送料金を小売料金に適切に反映していくことが重要と考えておりまして、その際は新たな託送料金制度の下での料金が需要家の皆様に納

得感を持って受け入れていただくようなことが必要だと考えておりまして、国、それから一般送配電事業者においても、議論の進捗もあろうかと思えますけれども、制度の周知、お客様への理解醸成というのをお願いしたいと思えます。

私からの発言は以上です。

○山内座長 どうもありがとうございました。次は村上委員、どうぞ御発言ください。

○村上委員 ありがとうございます。今回から辰巳委員の後任として参加させていただきます村上千里と申します。委員の先生方の御意見や事務局さんの説明で理解を深めながら議論には参加していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

論点1につきましては、具体的な項目はこれから精査していくことだと理解いたしましたので、小さなことにはなりますが、気になったことについて幾つか申したいと思えます。

まず、スライド18の項目の4点目なのですけれども、電力データ活用に資するシステム投資ということが書かれてありますが、投資が目標であるということに若干違和感を感じました。電力データの活用を通して、何に貢献するのかというところが目標に書かれるのではないのかなと感じております。同様に、スライド20のスマートメーターの有効活用についても同じような感覚を持っております。

それから、環境への影響のところスライド19なのですけれども、これから精査していかなければいけないので、増やすものなんなのですが、資源循環も大変重要な項目になってくるのではと感じましたので、追加を検討いただければと思えます。

あとは質問なのですけれども、これらの目標は送電事業と配電事業で分けて考える必要があるのかなのかについてお伺いできればと思えます。と申しますのも、これから配電事業者が新たにアクターとして登場してくるということにもなっておりますので、そのときに新しい配電事業者にも求めることになるのかどうかということが分かればありがたいと思えます。

もう一つ、今後、脱炭素社会を実現していくためには、電化を進めていくということも不可欠だと思っているのですが、地域の電化を進めてく上で一般送配電事業者さんが担うべき役割というようなものがもしあるとすれば追加で検討することが必要ではないかということも感じました。

次に、論点2なのですが、スライド28のタイトルに消費者庁の関与ということが書かれてありますけれども、フローにはそれが記載されていないように見えますので、今後、このプロセスに組み込んでいく予定があるのかということを確認できればと思えます。

それから、議論になっております5年間一律の金額がどうかというスライド32のところにつきましては、私自身はシンプルのほうがよいと考えており、ここに書いてある案に賛成しております。

最後ですけれども、スライド36は算定方法についてなので、今後の検討のことと理解しておりますが、お願いを1つだけ申し上げたいと思います。消費者委員会からも低圧の事業者にしわ寄せがいかないようにとの意見がございましたが、私も消費者の立場からの委員として、ちゃんと理解していきたいと思っておりますので、料金算定の検討の際には分かりやすい御説明をぜひお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○山内座長 ありがとうございました。では、質問がありましたので、お願いします。

○田中NW事業監視課長 お答えをさせていただきます。まず最初に、配電事業というものと分けて考える必要があるのかどうなのかというお話でございますが、現在、レベニューキャップということで、今度新たに法改正で導入されましたのが、一般送配電事業についてということでございます。配電事業に関しても、新たに配電ライセンスの制度というのは設けられているのですが、そちらについてはレベニューキャップ制度という形では想定されていないという形になっております。したがって、こちらで扱っているのは、あくまで一般送配電事業に関するものが今回レベニューキャップということで議論する対象ということになってございます。

配電ライセンスの事業自体の制度設計につきましては、資源エネルギー庁の審議会において主になされているところでございますが、一般送配電事業との関わりということでございますと、配電事業者向けの対応といったようなことも可能性としては入ってくることもあるかもしれないということで、次世代化の項目の辺りには含めているわけでございますけれども、基本的にレベニューキャップ制度というのは一般送配電事業を対象としたものだということで御理解いただければということで考えております。

あと、消費者庁の関与というところにつきましては、上のほうに書いているとおり、そういったことを想定しているわけですが、まさに今この会議において吉田様にオブザーバーとして参加していただいているということでありましたり、または吉田オブザーバーからも御説明がありましたとおり、事務局なりが消費者委員会のところなどで御説明をしたといったことなどもあります。そのようなことなどで、今後ともこの消費者委員会、消費者庁の関与といったことに関しては適切に反映をしてみたいということで考えている

ところでございます。

以上でございます。

○山内座長 村上委員、よろしいですか。

○村上委員 ありがとうございます。

○山内座長 それでは、次は下村オブザーバーの御発言希望があります。どうぞ。

○下村オブザーバー ありがとうございます。エネ庁・下村でございます。私は40ページの論点3―②、32ページの2―②についてでございます。

40ページにつきまして、圓尾委員からもございましたけれども、仮に実績需要が想定需要を上回る場合には、実際の収入が収入上限を上回ることになるため、託送料金は下がる余地が生まれるということでございます。もちろん逆もあるわけでございますし、また、村上委員からはシンプルな案をとという意見もあったところでございますけれども、こうしたものについては、ある程度、機械的に託送料金に反映させるということは、需要家等への透明性、迅速性といった観点からも検討の余地があるのではないかと考えます。

このように考えると、32ページのほうになりますけれども、今度、これを5年間で一律とするということですが、これは5年間の料金水準を平滑化するという面があるわけでございますけれども、他方でこうした外生的な費用までも5年間の井となってしまう面もあります。

そうしますと、一般送配電事業者にとって外生的な費用を迅速、あるいは機械的に反映しようと思うと、どうやってやるのだろうということを思ってしまう、かえって仕組みの設計はやりにくくなっていく面もあるのかなと思います。

華表委員からは、諸外国の例も参照すべきというコメントもございましたけれども、英国では毎年度、託送料金は異なる設計であると承知していますし、ドイツでは制御可能費用、制御不能費用というものを分けて整理するといった運用がなされているとも承知してございますし、何を原則と考えるかという論点につきましては、こういう制御可能、制御不能といった論点も踏まえた検討が必要かと考えるところでございます。

以上でございます。

○山内座長 どうもありがとうございます。次は岩船さん、御発言どうされますか。

○岩船委員 一通り皆さんのおっしゃったことで結構です。失礼します。

○山内座長 よろしいですか。分かりました。そのほか御発言、御希望いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。——ありがとうございます。今日も大変重要な、貴重な御

意見を賜りましてありがとうございました。

冒頭に申し上げましたように、今日は何か決めるというところではございませんで、皆さんの御意見を伺うということでありましたけれども、率直に言って、右と左からといいますか、正と反といいますか、そういう両方の御意見をいただきまして、それをうまく事務局に取り込んでいただいて、次に最適なものを御提案いただければと思っております。ありがとうございました。

議事は以上ということになりますが、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 本日の議事録につきましては、後ほど事務局より連絡させていただきますので、御確認をお願いいたします。

次回会合については、10月28日水曜日10時から開催することを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございました。以上で本日の議事は全て終了でございます。丁寧かつ本当に精力的な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

——了——